

指定地域密着型通所介護事業運営規程

(ヨウコーキャッスル三鷹デイサービス部)

(事業の目的)

第1条 株式会社ヨウコーフォレスト竹の塚が開設するヨウコーキャッスル三鷹デイサービス部（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヨウコーキャッスル三鷹デイサービス部
- ② 所在地 東京都三鷹市下連雀6-6-51

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行う。また、指定地域密着型通所介護の通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。

- ② 通所介護従業者

- 1) 生活相談員 サービス提供時間に応じて1名以上配置

生活相談員は、指定地域密着型通所介護等の利用申込に係る調整、及び、通所介護計画等の作成の補助を行う。又、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

2) 介護職員 単位ごとに、専従で常時 1名以上配置

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3) 機能訓練指導員 単位ごとに 1 名以上配置

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4) 運転手 1 名以上配置

利用者の送迎を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

① 営業日 年中無休

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時40分

(事業の実施における利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は8人とする。

(事業の内容および利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護の実施内容は次のとおりとし、各事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

① 身体介護

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動、移乗の介助、養護、その他必要な身体介護

② 入浴（一般浴）

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

③ 食事の提供

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスをする。

配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

④ 日常生活動作の機能訓練

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

⑤ 健康チェック

毎朝、血圧・体温・心拍数の測定を行う。

⑥ アクティビティ・サービス

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自身の回復や情緒安定を図る。

⑦ 送迎

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

⑧ 相談・助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

2) 食費は、昼食 605 円／1 回とする。

3) おむつ代は、パンツタイプ 200 円、フラットタイプ 100 円を徴収する。

4) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。(おやつ代 66 円／1 回、教養娯楽費等 実費、レクリエーション 実費)

5) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、三鷹市・杉並区の区域とする。

(通所介護計画等の作成等)

第 9 条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびそのおかれている状況並びに家族等の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。又、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。

2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族等に対し、当該計画等の内容を説明し、文書で同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービス管理、評価を行う。

(提供記録の記載)

第 10 条 通所介護従業者は、サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。

(衛生管理及び通所介護従業者の健康管理等)

第 11 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 3 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 通所介護従業者は、事業を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 通所介護従業者は、事業を行っているときに天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（事故処理）

- 第13条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村当該利用者を担当する介護支援専門員、及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（相談・苦情対応）

- 第14条 利用者又は利用者代理人は、利用者が当事業所から受けるサービスに関してご相談、苦情がある場合、事業所受付窓口に対して申し出ができるものとする。

【ご相談・苦情の受付窓口】

電話	0422-76-6680
FAX	0422-76-6681
受付日時	月曜～金曜（土曜・日曜及び1/1～1/3を除く） 10：00～15：00
受付担当者	管理者

- 2 前項の苦情申し出があった場合、当事業所管理者はこれを誠実に受理し、申し出を行ったものに対し、その処理の結果を相当な時期までに通達するものとする。
- 3 当事者間で解決がつかない場合は、都道府県担当課、市町村担当課、東京都国民健康保険団体連合会等の公的機関の相談窓口での相談もできる。

- ・三鷹市 健康福祉部 介護保険課 0422-29-8095
- ・杉並区 保健福祉部 介護保険課 03-3312-2111(区役所代表電話)
- ・東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0177

- 4 利用者又は利用者代理人は、第1項の苦情申し出のほか、他の公的・私的苦情処理システムの利用を妨げられないものとします。事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

防火責任者 管理者

防災訓練 年1回

避難訓練 年1回

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 3 虐待防止のための指針の整備
- 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という

。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(運営推進会議)

第20条 事業所は、指定地域密着型通所介護事業を、地域に密着し、地域に開かれたものとするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、6ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議の構成は、利用者、利用者家族、地域住民の代表、地域密着型通所介護サービスについて知見を有する者、地域包括支援センター職員とする。

4 会議の内容は、利用状況や活動状況の報告・確認、地域等との交流・意見交換などとする

5 会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回以上

2 通所介護従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ヨウコーフォレスト竹の塚と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

地域密着型通所介護 料金表

地域区分 3級地 地域単価 10.68円

通所介護費 法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

地域密着型通所介護費		(単位数)	3時間以上4時間未満				(単位数)	4時間以上5時間未満			
			利用料					利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日につき	416	4,442円	445円	889円	1,333円	436	4,656円	466円	932円	1,397円
要介護2	1日につき	478	5,105円	511円	1,021円	1,532円	501	5,350円	535円	1,070円	1,605円
要介護3	1日につき	540	5,767円	577円	1,154円	1,731円	566	6,044円	605円	1,209円	1,814円
要介護4	1日につき	600	6,408円	641円	1,282円	1,923円	629	6,717円	672円	1,344円	2,016円
要介護5	1日につき	663	7,080円	708円	1,416円	2,124円	695	7,422円	743円	1,485円	2,227円

地域密着型通所介護費		(単位数)	5時間以上6時間未満				(単位数)	6時間以上7時間未満			
			利用料					利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日につき	657	7,016円	702円	1,404円	2,105円	678	7,241円	725円	1,449円	2,173円
要介護2	1日につき	776	8,287円	829円	1,658円	2,487円	801	8,554円	856円	1,711円	2,567円
要介護3	1日につき	896	9,569円	957円	1,914円	2,871円	925	9,879円	988円	1,976円	2,964円
要介護4	1日につき	1,013	10,818円	1,082円	2,164円	3,246円	1,049	11,203円	1,121円	2,241円	3,361円
要介護5	1日につき	1,134	12,111円	1,212円	2,423円	3,634円	1,172	12,516円	1,252円	2,504円	3,755円

地域密着型通所介護費		(単位数)	7時間以上8時間未満			
			利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日につき	753	8,042円	805円	1,609円	2,413円
要介護2	1日につき	890	9,505円	951円	1,901円	2,852円
要介護3	1日につき	1,032	11,021円	1,103円	2,205円	3,307円
要介護4	1日につき	1,172	12,516円	1,252円	2,504円	3,755円
要介護5	1日につき	1,312	14,012円	1,402円	2,803円	4,204円

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき	+40	427円	43円	86円	129円
入浴介助加算(Ⅱ)		+55	587円	59円	118円	177円
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	427円	43円	86円	129円

	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数		
	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)
	介護職員等 処遇改善加算	加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×9.0% ※1単位未満の端数は四捨五入 左の単位数× 1単位の単価

注1)介護職員処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定します。

【介護保険給付対象外サービスの利用料】

昼食代	1食 605 円
おやつ代	1食 66 円
おむつ代	パンツタイプ1枚200円 フラットタイプ1枚100円
その他日常生活費	利用者の希望により購入する身の回り品 : 実費 (歯ブラシ、化粧品等個人の日用品等) 利用者の希望による教養娯楽費用 : 実費 (行事やレクリエーションに関わる材料費等)